本庄市立小・中学校照明器具ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業
公募型プロポーザル募集要項

令和８年４月

本　庄　市

目　次

第１　事業内容に関すること ---------- 1
１　募集の目的 ----------1
２　事業概要 ----------1
（１）事業名称 ----------1
（２）契約方式 ----------1
（３）事業対象施設 ----------2
（４）照明器具の数量及び種類 ----------2
（５）事業内容 ----------2
（６）履行期間 ----------2
（７）事業費限度額 ----------3
（８）事業費に含む事項 ----------3
３　全体スケジュール ----------4
（１）全体スケジュール ----------4
（２）事業者選定の流れ ----------4
４　プロポーザル方式の種別 ----------5
５　事務局 ----------5
第２　応募に関すること ---------- 6
１　応募条件 ----------6
（１）応募要件 ----------6
（２）応募者の役割 ----------6
（３）応募者の資格 ----------6
（４）応募者の制限 ----------7
（５）市内事業者の活用 ----------7
（６）応募に関する留意事項 ----------7
２　ＥＳＣＯ事業提案募集の手続き ----------8
（１）募集要項等の配布 ----------8
（２）参加表明書及び資格確認書類の提出 ----------9
（３）参加資格確認結果及び提案要請書の通知 ----------11
（４）配布資料 ----------11
（５）現場ウォークスルー調査 ----------11
（６）質問の受付 ----------11
（７）提案書の提出 ----------12
（８）提案を辞退する場合 ----------12
３　提案書における提示条件 ----------13
４　ＥＳＣＯ事業提案提出書類・作成要領 ----------13
（１）ＥＳＣＯ事業提案時の提出書類 ----------13

（２）提案書の作成要領 ----------13
第３　審査に関すること ---------- 16
（１）審査 ----------16
（２）審査の流れ ----------16
（３）最低基準 ----------16
（４）審査結果の通知 ----------16
（５）失格 ----------17
第４　器具仕様---------- 18
（１）基本事項 ----------18
（２）交換方法 ----------18
（３）器具仕様 ----------19
第５　工事仕様 ----------20
（１）共通仕様 ----------20
（２）特記仕様 ----------20
（３）施工 ----------22
（４）その他 ----------23
第６　契約に関すること ---------- 24
（１）契約の時期（予定） ----------24
（２）契約の概要 ----------24
（３）支払の概要 ----------24
第７　事業実施に関すること ---------- 25
（１）誠実な業務遂行 ----------25
（２）本市と事業者との責任分担 ----------25
表　予想されるリスクと責任分担 ---------- 26

第１　事業内容に関すること

１　募集の目的

本事業は、本庄市（以下「本市」という。）の「ゼロカーボンシティ」宣言に基づく取組として、学校施設における省エネルギー化を推進し、電気使用量を削減するとともに、二酸化炭素排出量削減による脱炭素社会の実現に貢献するため、既設照明器具のうちＬＥＤ化未実施のものについてＬＥＤ化を行うものである。

加えて、令和５年（２０２３年）１１月の「水銀に関する水俣条約」の締約国会議において、令和９年（２０２７年）末までにすべての一般照明用蛍光灯の製造と輸出入を禁止することが決定し、照明器具のＬＥＤ化は喫緊の課題となっている。

本募集の目的は、民間事業者から、優れたノウハウを活かした調査、設計及び施工、計測・検証等を含めた一括提案（以下「ＥＳＣＯ事業提案」という。）を受けるために公募を行い、本市にとって最も優れていると考えられるＥＳＣＯ事業提案を選定するため、公募型プロポーザル方式による提案募集を行うものである。

なお、最も優れているＥＳＣＯ事業提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市との間で業務委託契約の締結に向けて詳細協議を行い、合意に至った場合は、本市と委託契約（以下「ＥＳＣＯ契約」という。）を締結し、本事業を実施するものとする。

また、本募集要項の内容は、契約内容の一部になるものとする。

２　事業概要

（１）事業名称

本庄市立小・中学校照明器具ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業

（２）契約方式

簡易型ＥＳＣＯ契約（自己資金型）※

本事業においては、事業者の提案する省エネルギー改修等に要する初期費用を本市が調達する。事業者は、設備を設計・施工し、竣工後に本市に設備の引渡しを行い、契約期間中、計測・検証を行う。なお、初期費用の一部は、文部科学省の「学校施設環境改善交付金」（以下「交付金」という。）の活用を予定している。

※ＥＳＣＯ事業とは、「ＥＳＣＯ事業者は、事業の実施に必要な設計、施工、維持管理等の包括的なサービスを提供し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する。事業費の支払に当たっては、定期的に省エネルギー効果の計測・検証を行い、保証された効果を確認することにより、毎年度契約された額を支払うこととなる。基本的に、この保証された光熱水費の削減額で、すべての事業費を賄うもの」と定義される。

一方で、本事業においては、学校施設における省エネルギー化を推進するとともに、蛍光灯製造禁止への早急な対応が必要であることから、計測・検証によ

り省エネルギー効果を確認するものとし、維持管理や省エネルギー効果の保証は求めず、事業の簡略化を図っている。

（３）事業対象施設

本庄市立小学校９施設、本庄市立中学校４施設、計１３施設（別紙１「事業対象施設」のとおり）

（４）照明器具の種類及び数量

別紙２「更新対象照明器具一覧」のとおり

ア　種類

直管形蛍光灯（吊下、直付、埋込など)、ダウンライト　等

イ　数量

６，１４１台

（５）事業内容

ア　ＬＥＤ化工事

①事業者は、事業対象施設の現地調査（既設照明器具の数量、仕様、消費電力、点灯方式（常時・人感・タイマー）等の確認を含む。）及び詳細設計を実施する。

②事業者は、現地調査及び詳細設計に基づき、照明リスト、施工図面、施工内容、施工数量、エネルギー削減量、計測・検証方法等を記載した実施計画書を作成する。また、事業対象施設ごと、室ごとに施工単価・施工数量・金額等を記載した請負代金内訳書を作成する。請負代金内訳書に記載する内容の詳細は、本市と事業者の協議により定める。なお、エネルギー削減量の算出方法は、施設毎に本市が設定する想定年間使用時間と事業者が提案した当該照明器具の仕様に基づき、施工前後における電力使用量を机上計算にて実施する。

③事業者は、既設照明器具を撤去・処分の上、ＬＥＤ照明器具に更新する工事を行う。

イ　計測・検証業務

事業者は、契約期間中、適切な計測・検証方法により、導入した設備（以下、「ＥＳＣＯ設備」という。）の省エネルギー効果を確認する。

（６）履行期間

契約締結日から令和１１年３月３１日まで

ア　ＬＥＤ化工事

令和８年度工事は、令和９年２月２８日までに完了すること。

令和９年度工事は、令和９年８月３１日までに完了すること。

※対象施設ごとのＬＥＤ化工事年度は別紙１「事業対象施設」に記載のとおりであり、令和９年度工事の着工は、令和９年度の交付金内定後（４月下旬を予定）

とする。

イ　計測・検証業務

令和９年１０月１日から令和１１年３月３１日までとする。

（７）事業費限度額

金２２３，５１９，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度の上限額は以下のとおりとする。

ア　令和８年度支払限度額（ＬＥＤ化工事における現地調査及び詳細設計、施工に係る一切の業務）

金６４，７７７，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ　令和９年度支払限度額（ＬＥＤ化工事の施工に係る一切の業務及び計測・検証業務）

金１５８，０５４，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※このうち、

①ＬＥＤ化工事の支払限度額

金１５７，７１０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

②計測・検証業務の支払限度額

金３４４，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

ウ　令和１０年度支払限度額（計測・検証業務）

金６８８，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本事業は文部科学省の交付金を活用するが、本事業では照明器具の所有者が本市となり、交付金は本市に交付されることから、事業費限度額は交付金額を減算していない金額である。そのため、ＥＳＣＯ事業提案時の事業費や契約金額においても交付金が事業者へ別途交付されないことを前提に算出するものとする。

（８）事業費に含む事項

ア　既設照明器具の現地調査及び詳細設計の実施

イ　現地調査及び詳細設計に基づく実施計画書及び請負代金内訳書の作成

ウ　契約に要する経費（印紙代は、事業者の負担とする。）

エ　使用する照明器具の調達

オ　施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務

カ　工事施工及び施工管理

キ　撤去した照明器具の運搬・処分

ク　ＥＳＣＯ設備の計測・検証業務

ケ　その他本事業の実施に伴う経費

コ　事業者の利益

3　全体スケジュール

（1）全体スケジュール

本事業は、次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
①	募集要項等の公表	令和8年4 月6日(月)
②	参加表明書及び資格確認書類の受付	令和8年4 月6日(月)～4月20日(月)
③	参加資格確認審査	令和8年4月24日(金)
④	参加資格確認結果及び提案要請の通知	令和8年4月28日(火)
⑤	現場ウォークスルー調査	令和8年5月11日(月)～5月15日(金)
⑥	質問受付	令和8年5月15日(金)～5月22日(金)
⑦	質問回答	令和8年5月29日(金)
⑧	提案書の受付	令和8年6月1日(月)～6月15日(月)
⑨	プレゼンテーション、選考	令和8年6月26日(金)　※予定
⑩	最優秀提案者及び優秀提案者の選出	令和8年7月1日(水)　※予定
⑪	仮契約の締結	令和8年7月上旬　※予定
⑫	契約の締結	令和8年9月下旬　※予定
⑬	現地調査、詳細設計、施工	令和8年10月上旬～令和9年2 月28日（日）
⑭	令和８年度分検査	令和9年3月中旬
⑮	施工	令和9年4月下旬～令和9年8月31日（火）
⑯	令和９年度分検査	令和9年9月中旬
⑰	計測・検証業務	令和9年10月1日～令和11年3月31日

（2）事業者選定の流れ

ア　応募者の条件

本プロポーザルへの応募者は、「第２　１　応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

イ　応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を電子メールで要請する。

ウ　最優秀提案者及び優秀提案者の選定

本市が設置する本庄市立小・中学校照明器具ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提案内容を審査し、最優秀提案者１者及び優秀提案者１者を選定する。

エ　詳細協議

最優秀提案をした者は、優先交渉権者となり、契約を締結するまでの諸条件等について、本市と詳細協議を進めるものとする。

オ　事業者の選定

優先交渉権者は、本市と協議を行い、協議が整った場合に本市と契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者である優秀提案者との詳細協議を行う。なお、契約までの費用については、優先交渉権者、または次点交渉権者の負担とする。

4　プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式による随意契約

本事業は、この趣旨と目的に合致する民間事業者の提案を受け、本市への経済波及効果などを踏まえ、最も優れていると考えられる提案を選定するため公募型プロポーザル方式による提案募集を行うものである。

5　事務局

担当窓口：本庄市教育委員会事務局教育環境整備課施設調整係
所在地：埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
電話：０４９５－７１－８６９０（直通）
電子メール：kyousei@city.honjo.lg.jp
ホームページ：https://www.city.honjo.lg.jp

第２　応募に関すること

１　応募条件

（１）応募要件

ア　応募者は、ＥＳＣＯ事業を行う能力を有する日本国内の単独企業又は、複数の日本国内の企業で構成するグループとする。

イ　応募者がグループの場合は、事業役割を担う代表者を１者選定し、その代表が本市との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。

ウ　応募者がグループの場合は、応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

エ　応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約時に係る諸手続きを行う。

オ　グループの代表及び構成員は、他のグループの代表、構成員及び下請けに入ることはできない。

（２）応募者の役割

応募者は、次の役割を全て担うものとし、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。なお、構成員は複数の役割を兼務することができる。その他必要な役割を置くことができる。

ア　事業役割

本市との連絡窓口となり、契約等諸手続及び業務の取りまとめを行い、事業遂行の責を負う。

イ　設計役割

現地調査及び詳細設計に関する業務を実施する。

ウ　施工役割

施工・施工管理に関する業務を実施する。

エ　計測・検証役割

計測・検証に関する業務を実施する。

オ　その他役割

上記ア～エのほか、必要な業務を実施する。

（３）応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。応募者がグループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

ア　応募者は、参加表明書及び資格確認書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められること。

イ　応募者は、エネルギー削減量及び削減金額を提案することができる者であること。

ウ　応募者は、省エネルギー効果の計測・検証を行うことができる者であること。

エ　事業役割を担う者は、公共施設のＬＥＤ化におけるＥＳＣＯ事業の事業者と

して実績（国の機関、地方公共団体又は、公共団体等が発注した業務を直接受注した者に限る。）を有すること。

オ　施工役割を担う者に必要な要件は、以下のとおりとする。

①建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定により電気工事に係る建設業の許可を有していること。ただし、下請契約の総額が５，０００万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けていること。

②本庄市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年本庄市告示第２１号）に基づく令和７・８年度本庄市建設工事等競争入札参加資格者名簿において、「電気工事業」に登載され入札参加資格を有していること。

③埼玉県内に本店若しくは支店があること。

（４）応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及び応募者の構成員となることはできない。

ア　地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定に該当する者

イ　公告の日から優先交渉権者決定の日までの間に、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは、競争入札参加資格の取り消しを受けている者

ウ　公告の日から優先交渉権者決定の日までの間に、本庄市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１８年本庄市告示第２３号）に基づく指名除外の措置を受けている者

エ　本庄市暴力団排除条例（平成２４年本庄市条例第２０号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条例第３条第２項に規定する暴力団関係者となる者

オ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者

カ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者

キ　国税、地方税を滞納している者

（５）市内事業者の活用

応募者は、本事業において整備するＬＥＤ化工事において、可能な限り市内の電気工事業者を優先的に活用し、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。また、市内の電気工事業者を活用したことを本市が確認できる記録（工事発注書等）を保管すること。

（６）応募に関する留意事項

ア　費用負担

応募に関する全ての書類の作成、提出及びプレゼンテーション等への参加に

関する一切の費用は、応募者の負担とする。

イ　本市からの提供書類の取扱い

本市が提供する書類は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

ウ　提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、本市は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らしたりすることはない。ただし、本庄市情報公開条例（平成１８年本庄市条例第２０号）の規定に基づく公開請求があった場合は、同条例第７条各号に該当する情報を除き、請求者に公開する。

エ　知的財産の取扱い

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

オ　応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は、１件を上限とする。

カ　構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

キ　提出書類の変更禁止

応募者は、提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りでない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

ク　虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効にする。

ケ　その他

本ＥＳＣＯ事業提案への応募者が１者であった場合、第３（３）で定める最低基準を上回る提案であった場合は、最優秀提案者として契約に向けて交渉を行う。

２　ＥＳＣＯ事業提案募集の手続き

（１）募集要項等の配布

募集要項は、本市のホームページにて公表する。公表資料は、本要項のほか以下のとおりとする。

ア　公告文
イ　別紙１「事業対象施設」
ウ　別紙２「更新対象照明器具一覧」
エ　別紙３「事業対象施設の電気使用量及び電気料金（令和４～６年度)」
オ　別紙４「評価基準表」
カ　提出書類様式

（２）参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参若しくは郵送する。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内に提出がなかったものとみなす。

ア　受付期間

令和８年４月６日(月)から４月２０日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

イ　受付時間

午前８時３０分から午後５時まで

ウ　受付場所

本庄市教育委員会事務局教育環境整備課
（〒367-8501　埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号）

エ　参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、Ａ４縦長ファイルに綴じたものを１部提出すること。また、紙媒体での提出に加え、ＰＤＦファイル形式等の電子データで作成し、ＣＤ－Ｒ等にて提出すること。

①参加表明書（様式第１号）

事業役割を担う事業者が作成し提出すること。

②グループ構成表（様式第２号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役割、計測・検証役割、その他役割（分担名を記載すること））を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。

③履行保証書（様式第３号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

④印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前の３か月以内に発行されたものとすること。応募者の全ての構成員が提出すること。

⑤登記事項証明書（商業登記簿謄本）

現に効力を有する謄本で、受付日前３か月以内に発行されたものを綴じたものとすること。応募者の全ての構成員が提出すること。なお、写しでも可とする。

⑥納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び法人住民税の納税証明書を各１通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。応募者の全ての構成員が提出すること。なお、写しでも可とする。

⑦財務諸表

最新決算年度とその前年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたものを提出すること。応募者の全ての構成員が提出すること。なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

⑧企業概要

Ａ４判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、次の項目を網羅したものを１部綴じたものとすること。応募者の全ての構成員が提出すること。

（ア）企業概要（様式第４号の１）

（イ）企業状況表（様式第４号の２）

（ウ）有資格技術職員内訳表（様式第４号の３）

（エ）各役割の責任者業務実績表（様式第４号の４）

（オ）公共施設におけるＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業実績一覧表（様式第４号の５）

（カ）その他、本事業において関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めることとする。

⑨建設業の許可証明書

施工役割を担う構成員は、建設業法第３条に規定する電気工事に係る建設業の許可を有していること。応募者の構成員のうち、建設業法第３条第１項に規定する「特定建設業」もしくは「一般建設業」の許可を有する者の、許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。

⑩監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

施工役割を担う構成員は、配置可能な監理技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了（表・裏）の写しを提出すること。

⑪各資格者証の写し

有資格技術職員のうち、各資格の有資格者１名分の資格者証（表・裏）を提出すること。応募者の全ての構成員が提出すること。なお、写しでも可とする。

⑫暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第５号の１）

応募者の全ての構成員が提出すること。

⑬役員等氏名一覧表（様式第５号の２）

応募者の全ての構成員が提出すること。

（３）参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加表明した者の参加資格の審査を行い、「第２　１　応募条件」に定める条件を満たした応募者に対し、参加資格確認結果及び提案要請の通知を行うものとする。

参加資格確認結果及び提案要請の通知は、令和８年４月２８日(火)に電子メールで本市から応募者（代表者）に通知する。

（４）配布資料

ア　配布資料の内容

提案要請書を交付された応募者（代表者）に対して、次の資料を配布する。

①学校配置図及び平面図（学校施設台帳）

②参考電灯図（学校建設時の図面で本市が保有しているものに限る。）

イ　配布方法

提案要請時に電子メールで配布する。

（５）現場ウォークスルー調査

参加資格確認通知を行った応募者で、現場ウォークスルー調査を希望する者に対して、以下のとおり実施する。当日の資料の交付は行なわないため、必要に応じて公表資料及び配布資料を持参すること。

ア　日時

令和８年５月１１日(月)から５月１５日(金)まで

※いずれかの日時を指定して通知します。

イ　場所

別紙１「事業対象施設」のとおり

ウ　内容

現地調査

（６）質問の受付

ア　質問の方法

質問は、質問書（様式第６号）を使用し、電子メールで「第１　５　事務局」に提出すること。電子メールの件名は「【質問書】本庄市立小・中学校照明器具

ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を必ず確認すること。なお、電話、ＦＡＸ、持参等は不可とし、本件の趣旨からかけ離れた質問、来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

イ　受付期間

令和８年５月１５日(金)から５月２２日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

ウ　受付時間

午前８時３０分から午後５時まで

エ　質問への回答

提出された質問に対する回答は、令和８年５月２９日(金)に本市ホームページで公表することとし、回答に関する電話、口頭による個別対応は一切行わない。また、質問内容により、事業者選定の公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わない。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

（７）提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本市が公表した資料を基に「第２　４　ＥＳＣＯ提案提出書類・作成要領」に従い、ＥＳＣＯ事業提案書を作成し持参すること。

ア　提出部数

正本１部及び副本９部、電子データを格納したＣＤ－Ｒ等１部を提出すること。

イ　受付期間

令和８年６月１日(月)から６月１５日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

ウ　受付時間

午前８時３０分から午後５時まで

エ　受付場所

「第１　５　事務局」のとおり

オ　提出書類

「第２　４　ＥＳＣＯ事業提案提出書類・作成要領」によるものとする。

（８）提案を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書の受付期限の前日までに提案辞退届(様式第７号)を１部、事務局に持参又は郵送で提出すること。

３　提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき、提案書を作成する。

ア　本募集要項及び質問回答書に記載されている要件を満たすこと。

イ　「第１　２　（７）事業費限度額」の範囲内で、可能な限り廉価な金額で省エネルギー効果を最大化すること。

ウ　本事業の導入によるエネルギー削減量及び削減金額の計測・検証ができること。

エ　照明器具の選定に当たっては、種類を減らすなど規格の統一化を検討すること。

オ　その他、この要項に定めることのほか、ＥＳＣＯ事業提案の募集等にあたって必要な変更事項が生じた場合には、応募者に通知する。

４　ＥＳＣＯ事業提案提出書類・作成要領

（１）ＥＳＣＯ事業提案時の提出書類

次の提出書類に、各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、Ａ４縦長ファイルに綴じたものを提出すること。また、紙媒体での提出に加え、ＰＤＦファイル形式等の電子データで作成し、ＣＤ－Ｒ等にて提出すること。

ア　提案書提出届（様式第８号）

イ　提案総括書（様式第９号の１～４）

ウ　技術提案書（様式第１０号の１～５）

エ　事業費計画書（様式第１１号の１、１１号の２）

オ　計測・検証提案書（様式第１２号の１、１２号の２）

カ　業務工程計画書（様式第１３号の１、１３号の２）

キ　市内事業者の活用に関する提案書（様式第１４号の１、１４号の２）

（２）提案書の作成要領

ア　一般事項

①使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。なお、原則としてフォントはＭＳ明朝体１０．５ポイントで統一すること。

②各提案書類には、正本、電子データを除いて会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

③各提出書類は、全てＡ４判片面印刷で作成すること。

④提案書提出届（様式第８号）により提出書類の構成を示した上で、各提出書類をＡ４縦長ファイルに綴じたもので提出すること。

⑤エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO2 排出係数
電気	0.000421［t-CO2/kWh］

※令和７年８月１日、東京電力エナジーパートナー（株）公表値）

⑥電力量料金単価（税込）

契約種別	料金単価
高圧	15 円 18 銭／1kWh

※東京電力エナジーパートナー（株）料金単価（2026 年 4 月 1 日）の市場価格連動プラン・関東の電力量料金・朝時間・昼時間・晩時間を参照。

イ　提案書提出届（様式第８号）

グループの代表企業名により記入すること。

ウ　提案総括書（様式第９号の１）

①提案の概要（様式第９号の２）

提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。（４頁以内。図表可）

②総事業費算出表（様式第９号の３）

黄色セルに各費用を記載し、総事業費を算出する。計算方法の根拠を添付すること。（書式は自由）

③電気使用削減量等総括表（様式第９号の４）

対象施設ごとの電気使用量の削減量を算出し、黄色セルに記載する。計算方法の根拠を添付すること。（書式は自由）

エ　技術提案書（様式第１０号の１）

①使用照明器具提案書（様式第１０号の２）

提案する照明器具に関して、主な照明器具の選定理由、使用する照明器具の図、当該照明器具に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他照明器具の仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について記載すること。（１０頁以内。図表可、照明器具の仕様書については、枚数の制限には含まない）。

②作業体制（様式第１０号の３）

本工事を確実に進めていくにあたり、作業体制を記載すること。また、作業責任者（現場代理人）、実施メンバーの選定基準・スキル・技術教育体制、安全管理体制・安全教育体制、緊急時連絡体制についても記載すること。（２頁以内。図表可）

③施設運営への配慮及び施設利用者に対する安全面への配慮に関する計画書（様式第１０号の４）

工事施工に伴う施設運営への配慮（施設の運営・業務に支障をきたさない等）について、施工中の騒音や振動を低減する方策、その他工事期間中に配慮す

る事項等を含めて記載すること。

また、施設利用者（児童・生徒、教職員、来訪者等）に対する安全面への配慮について記載すること。（４頁以内。図表可）

④追加提案書（様式第１０号の５）

事業者独自のノウハウや工夫に基づくその他追加提案がある場合は、独自に提案できる内容について記載すること。また、独自の提案については、事業費に含めるものと含めないものを明確に記載すること。（一つの提案に付き６頁以内。図表可）

オ　事業費計画書（様式第１１号の１）

事業費計画書（様式第１１号の２）

契約期間における事業内容の項目及び年度ごとの事業費を記載すること。なお、全て消費税込みで記載するものとし、様式第９号の３との整合を図ること。

カ　計測・検証提案書（様式第１２号の１）

計測・検証提案書（様式第１２号の２）

省エネルギー効果の計測・検証方法について記載すること。また、計測・検証業務を行う上で、工夫している点があれば記述すること。（４頁以内）。

キ　業務工程計画書（様式第１３号の１）

業務工程計画書（様式第１３号の２）

本事業のスケジュールを記載すること。また、工程管理において特に重要と判断する事項について提案があれば記載すること（２頁以内。図表可）。

ク　市内事業者の活用に関する提案書（様式第１４号の１）

市内事業者の活用に関する提案書（様式第１４号の２）

本事業における市内事業者の積極的な活用について、具体的に記載すること。また、ＬＥＤ化工事費に占める、市内事業者の活用予定額（下請け及び再委託を含む）を記載すること。（３頁以内。図表可）

第３　審査に関すること

（１）審査

選定委員会において、提出された提案書を別紙４「本庄市立小・中学校照明器具ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業　評価基準表」に基づいて総合的に審査を行い、評価の高いものから順に最優秀提案、優秀提案を各１者選定する。

（２）審査の流れ

ＥＳＣＯ事業提案の審査については、次の要領で行う。

ア　提案者が５者以上あり、受託候補者の特定に著しい支障があると認められる場合は、選定委員会において、あらかじめ別紙４中１２の項目について事前評価を行い、原則として当該評価結果の上位５者がプレゼンテーション等による審査・評価を受けることができるものとする。なお、事前評価の評価点が同点の場合は、事業費の総額（ＬＥＤ化工事費及び計測・検証業務料）が低い事業者を上位とする。

イ　プレゼンテーションの出席者は１者につき６名以内とする。

ウ　提案者は提案書をもとに３０分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、選定委員による質疑応答を１５分程度行う。

エ　プレゼンテーションは、令和８年６月下旬に開催予定とする。なお、会場は本庄市役所内（予定）とし、詳細は応募者に別途通知する。

オ　応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。

カ　審査の結果、選定委員会の各委員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本ＥＳＣＯ契約の締結に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、市内事業者の活用予定額が高い事業者を上位とする。

キ　プレゼンテーションの際、提案者は必要に応じて本市が用意したプロジェクター及びスクリーンを使用することができる。

（３）最低基準

受託候補者の特定にあたっては、提案者のＥＳＣＯ事業提案における各委員の評価点の平均点が１５０点（満点の５０％）の最低基準に満たないときは、当該事業者を候補者として特定しない。

（４）審査結果の通知

ア　審査結果は、応募者に電子メールで通知し、電話や電子メール等による問い合わせには応じない。

イ　審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

ウ　審査結果は、本市のホームページで公表する。

エ　提出した提案書が特定されなかった者は、アの通知の翌日から起算して４日

（閉庁日を除く）以内に書面（書式は自由）を持参又は郵送により提出し、非特定理由について説明を求めることができる。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は提案者に属するものとし、期間内に提出がなかったものとみなす。

オ　エの回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して４日以内（閉庁日を除く）に書面及びメールにより行う。ただし、他者の評価結果等については、回答しない。

（５）失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア　提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合

イ　提案書類に虚偽の記載があった場合

ウ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ　本募集要項に違反すると認められる場合

オ　提案書の事業費が事業費限度額を超えている場合

第４　器具仕様

選定する照明器具は、既設照明を更新するものとし、次の各条件を満たす製品とすること。また、本市からの求めがあった際には、要求内容を充足することを仕様書、数値、図面等により示すこと。

（１）基本事項

本仕様書、日本産業規格（ＪＩＳ)、日本電気工業規格（ＪＥＭ)、その他関係する諸法令、規則及び条例などを遵守すること。

ア　使用する器具は全て新品であること。

イ　ＬＥＤ照明器具メーカーは、一般社団法人日本照明工業会の会員企業であり、かつ日本国内に本社があること。

ウ　ＩＳＯ１４００１及びＩＳＯ９００１を取得した工場で製造された製品であること。

エ　原則として公共施設用照明器具（一般社団法人日本照明工業会規格ＪＩＬ５００４）と同等以上の性能を有する器具を選定すること。

オ　既設照明器具からの置き換えに適した寸法の器具を選定すること。

カ　ＬＥＤ照明器具は設置場所の環境に耐えうる器具を選定すること。

キ　既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。

ク　既設照明器具に付属機器及び機能がある場合は、交換するＬＥＤ照明器具も同様に付属機器及び機能を付けること。

ケ　既設照明器具がバッテリー内蔵型の場合、ＬＥＤ照明器具はバッテリー内蔵型を採用すること。既設照明器具がバッテリー別置型の場合、ＬＥＤ照明器具もバッテリー別置型とし、既設配線と接続させること。

コ　調光、人感センサーにより点灯及び消灯される既設照明器具については、ＬＥＤ照明器具への交換後も調光、人感センサーにより点灯及び消灯できること。このとき調光スイッチはＬＥＤ照明器具に適合したものに置き換えること。ただし、装置本体の更新や盤改造等が生じる場合は本市との協議による。

サ　別紙２「更新対象照明器具一覧」に記載の同じ種類の既設照明器具は、種類（ベースライト、ダウンライトなど）ごとに原則として同一メーカーでまとめるなど、後年度の保守管理が容易になるように努めること。ただし、納期に支障が生じる場合は本市との協議による。

シ　設置場所の配電電圧に適合した器具を選定するものとし、配電電圧の変更は行わないこと。

（２）交換方法

ア　原則として、器具ごと交換を行うこととする。ただし、現地調査を実施後、交換に適した器具が存在しないなど、合理的な理由がある場合は本市との協議

の上で選定すること。

イ　吊下照明器具は天井直付型照明器具に更新すること。ただし、梁等施工上制約がある場合は、吊具を更新して取り付けること。

ウ　埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないよう処置を行うこと。また、天井直付型の既設照明器具を更新する場合には、既設照明器具の取付跡が見えないように配慮すること。

（３）器具仕様

ア　定格寿命

全光束が初期値の７０％となるまでの総点灯時間が４０，０００時間以上であること。

イ　光源色

光源色は昼白色を基本とする。

ウ　照度

照度等の基準は、「学校環境衛生基準（令和６年３月２９日告示第５４号)」によるものとする。

第５　工事仕様

（１）共通仕様

ア　関連法令等

本事業は業務委託契約を締結するものであるが、施工は建設業法第２条第１項に規定する建設工事に該当する。従って、施工に関しては本募集要項のほか、建設工事請負契約と同様、以下の関連法令等及び監督員の指示に従い施工する。

建設業法、電気事業法、電気工事士法、建設業法、労働安全衛生法、廃棄物の処理および清掃に関する法律、国土交通省大臣官房庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）、電気設備に関する技術基準を定める省令、本庄市業務委託契約約款（公共工事関係等）、本庄市建設工事請負契約約款、本庄市建設工事検査規則、本庄市建設工事監督要綱、本庄市公共工事成績評定要領、本庄市建設工事実務要覧、その他の関係する諸法令、条例及び規則に準拠し、必要な書類を提出すること。なお、準拠する法令等は施工時において最新のものを適用する。

イ　検査の受検

本庄市建設工事請負契約約款第３２条に定める工事の完成を確認するための検査を受けること。

（２）特記仕様

以下のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

ア　機材等

本工事に使用する機材等は全て新品とし、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。

イ　施工時間

①平日（月～金曜日　※夏季休業期間・冬季休業期間含む）

９時～１６時３０分

ただし、学校運営をしているため、作業場所・時間については本市と協議の上で決定する。職員室、教室は授業・作業時間外のみ作業可。

②土曜日・日曜日・祝日

本市と協議の上で実施

③夜間

本市と協議の上で実施

ウ　工事用電力・水・トイレ

本工事に必要な電力、水及びトイレなどは、施設運営に支障がない範囲で現地施設のものを使用する。

エ　工事用仮設物

すべて受注者の負担とし、構内につくることができる。

オ　足場・さんばし類

すべて受注者の負担とする。

カ　保険

受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後１４日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出すること。受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出すること。

キ　建設リサイクル法の適用

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を適用する。

ク　完成図書の電子納品

完成図書の電子納品ガイドラインを適用することができる。

ケ　発生材処理

引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理すること。蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、すべてリサイクルするものとする。

既設照明器具の処分に当たっては、安定器のＰＣＢ含有の有無を確認し、無い場合は、適切に処分すること。ＰＣＢが含有されている安定器は搬出せず、廃棄物の処理および清掃に関する法律で規定された保管基準に沿う方法で本市に引き渡すこと。引き渡し方法の詳細は本市と事業者の協議による。また、ＰＣＢが含有されている安定器のメーカー見解書及び写真などの情報を本市に提供すること。

コ　電線の接続

湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻きつけたうえで絶縁テープ巻きとする。

サ　墜落防止措置

高所作業に当たっては、作業床を配置する、安全帯を使用するなど墜落防止措置を講じること。

シ　その他

①本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。

②本工事に係る官公庁への諸手続きはすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。

③受注者は、施工にあたって施設運営に支障のないように綿密に打合せを行うこと。

④本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負

担とする。

⑤特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校運営に支障を与えない期間に行うものとし、本市と協議の上で設定すること。

⑥設置場所の移動可能な什器等の移動及び原状回復は事業者が行うこと。

⑦構内に作業車両を駐車する時は本市に申し出、承諾を得た後に、施設管理者が指定した場所へ駐車すること。ただし、車両台数は必要最低限度とし、近隣の有料駐車場の利用も確認しておくこと。

⑧資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の本市敷地内における必要な場所の確保については本市と協議すること。

⑨部材等の搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、本市の承諾を得ること。

⑩作業中は作業場所の整理整頓に努めるとともに、業務完了後は速やかに機材等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。

⑪作業従事者は作業に適した服を着用し、名札等で業者名を明確にすること。

⑫作業箇所の事故及びトラブル防止のため、関係者以外の立ち入り禁止措置を行うこと。また、必要に応じて作業エリアのみならず通路や資材置場などの各部養生を行うこと。

⑬「本庄市営繕工事情報共有システム試行要領」第３条第１項に示す工事については、情報共有システムを活用するものとする。実施にあたっては、「本庄市営繕工事情報共有システム試行要領」に基づくものとする。ただし、同要領第３条第３項に該当する場合は、この限りではない。

（３）施工

ア　現場調査及び詳細設計において、回路調査等を十分に行い、作業を安全かつ確実に実施すること。また、調査等において本募集要項との相違を発見した場合には、速やかに本市に報告し、協議すること。

イ　施工前・施工後に分電盤の照明回路の絶縁抵抗測定を行い、その結果を書面で報告すること。

ウ　設置作業において発生する軽微な補修等については、本契約の作業範囲として実施するものとする。局所的に劣化している配線は、設置の際に事業者が補修を行うこと。劣化が配線の全体に及ぶ場合は本市と事業者との協議により対処方法を決定する。

エ　照明器具の取付については、既存アンカーボルト等を再使用する場合には、形態等を確認し、清掃してから使用すること。ただし、その長さや位置等は、現地調査及び詳細設計の際に確認し、新設、加工が必要な場合は取付金物等を含めて事業者負担で用意すること。

オ　ＬＥＤ照明器具には、器具の落下防止措置を施すこと。高天井に取り付ける

ＬＥＤ照明器具には、落下防止ワイヤーを施すこと。

カ　天井や壁等に穴あけや切削等の加工が必要な場合におけるアスベスト調査費は本事業に含むこと。検体数は１３検体とし、事業対象施設１施設あたり１検体を見込むものとする。なお、アスベスト除去費用及び必要な建築工事に係る費用が生じる場合には、別途本市と協議を行うものとし、提案時の事業費には含めないこと。

キ　施工前・施工後に学校環境衛生基準に基づき照度測定を行い、その結果を書面で報告すること。

（４）その他

ア　設置した照明器具について、目的物引渡書の提出までは本庄市建設工事請負契約約款第３４条第１項に基づく部分使用を認めること。なお、部分使用期間中に本市の故意又は過失に起因して工事目的物に損傷を与えた場合は、本市が原形に復するものとする。

イ　設置した照明器具を、やむを得ない事情により取り外し又は再設置（設置場所の変更を含む）を行う場合、作業方法等について、事前に協議を行うものとする。

ウ　受注者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の解除及び期間満了後以降においても同様とする。

エ　施工に際し、疑義があるとき、もしくは定めのない事項については、本市と協議の上、決定するものとする。

第６　契約に関すること

（１）契約の時期（予定）

ア　仮契約　令和８年７月上旬（予定）

本庄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１８年本庄市条例第６３号）第２条に定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、入札後、業務委託仮契約を締結し、議会の議決後にこれを本契約とする。

イ　本契約　令和８年９月下旬（予定）

なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。

また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、本庄市は一切の責任を負わない。

（２）契約の概要

本募集要項、提案書に基づき、本市と事業者の間で、本募集要項に定める詳細協議が成立したことをもって契約を締結するものであり、事業者が遂行すべきＬＥＤ化工事及び計測・検証業務の内容、支払方法などを定めるものとする。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

なお、上記記載のほか、本庄市契約規則（平成１８年規則第４９号）、本庄市業務委託契約約款（公共工事関係等）、本庄市建設工事請負契約約款及び関係法令等を遵守すること。

加えて、約款等に定めのない事項等について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者との協議により定めるものとする。

（３）支払の概要

ア　ＬＥＤ化工事費

①令和８年度　令和９年３月末（予定）

②令和９年度　令和９年９月末（予定）

工事の設計及び調査費の支払については、支払額の３０％以内の前払ができる。また、工事費の支払については、各会計年度における支払額の４０％以内の前払ができるほか、契約締結時に中間前払金を選択したときは、各会計年度における支払額の２０％以内の中間前払金の支払を請求できる。

イ　計測・検証業務料

①令和９年度分　　令和１０年４月末（予定）

②令和１０年度分　令和１１年４月末（予定）

第７　事業実施に関すること

（１）誠実な業務遂行

ア　事業者は、募集要項、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ　業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両者で誠意をもって協議することとする。

（２）本市と事業者との責任分担

ア　基本的な考え

ＥＳＣＯ事業提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

なお、本事業は省エネルギー効果の保証を求めるものではないことから、ＥＳＣＯ設備による電気使用量の削減量が、ＥＳＣＯ事業提案時の削減量を下回った場合においても、電気料金の差額に関して補填を求めるものではない。

イ　予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として「表　予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえでＥＳＣＯ事業提案を行う。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ　事業の継続が困難となった場合における措置

事業の継続が困難となった場合における措置については、別途協議するものとする。

表　予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本市	事業者
共通事項	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による第三者への損害賠償義務		○
	安全性の確保	工事における安全性の確保		○
	環境の保全	工事における環境の保全		○
	税の新設・変更	消費税の変更に関するもの	○	
		消費税以外の税に関するもの	協議	
	保険	各施設の調査・設計・工事・計測検証等に係る保険		○
	事業の一時中止	事業者の帰責事由による一時中止		○
		事業者の帰責事由によらず業務履行できない場合の一時中止	○	
		本市の指示による一時中止	○	
	解除権	事業者の帰責事由による解除		○
		本市の帰責事由による解除	○	
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期	協議	
	物価の変動	急激なインフレ･デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	協議	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること	○	
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる工事変更・中止・遅延	協議	
	物価の変動	急激なインフレ･デフレ（工事費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	協議	
	用地の確保	資材置き場の確保	協議	

	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	本市の帰責事由による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○	
		事業者の帰責事由による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
	一般的改善	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害	協議	
		引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
支払関連	支払遅延･不能	本市の帰責事由による支払いの遅延･不能によるもの	○	
		計測・検証報告の遅延により支払を留保するもの		○
計測・検証	設備の不良	ＥＳＣＯ設備が所定の性能を達成しない場合		○
	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
		計測・検証に必要な本市からの情報提供の遅延・不能	○	
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
	電気使用量（エネルギー）削減効果の減少	機器の使用状況・稼働率等の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	協議	
		上記以外の変動要因の場合	協議	